| | | | |
|---|---|---|---|
| 2 | ずわいがに | ⑴　A海域 | |
| | | ⑵　B海域 | |
| | | ⑶　D海域 | |
| | | ⑷　E海域 | |

（注１）操業区域の欄の海域は、上記１と同様とする。

（注２）ずわいがにについては、第３の４の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第６　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

１　第３の３の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年（するめいかについては平成24年～26年）。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがにおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

⑴～⑹　（略）

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

| 都道府県名 | 数量 |
|---|---|
| 北海道 | 168 |
| 秋田県 | 13 |
| 山形県 | 81 |
| 新潟県 | 347 |
| 富山県 | 52 |
| 石川県 | 359 |
| 福井県 | 298 |
| 京都府 | 56 |

茨城県及び島根県については、若干とする。

㈱　沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第３の３に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2 | ずわいがに | ⑴　A海域 | |
| | | ⑵　B海域 | |
| | | ⑶　D海域 | |
| | | ⑷　E海域 | |

（注１）操業区域の欄の海域は、上記１と同様とする。

（注２）数量については、第３の４の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第６　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

１　第３の３の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年（するめいかについては平成24年～26年）。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがにおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

⑴～⑹　（略）

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

| 都道府県名 | 数量 |
|---|---|
| 北海道 | 168 |
| 秋田県 | 13 |
| 山形県 | 81 |
| 新潟県 | 347 |
| 富山県 | 42 |
| 石川県 | 359 |
| 福井県 | 228 |
| 京都府 | 56 |

茨城県及び島根県については、若干とする。

㈱　沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第３の３に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。